

## 月額変更届（随時改定）

毎年1回の算定基礎届による定時決定で決まった各自の標準報酬月額、原則として1年間（9月から翌年8月まで）適用されますが、昇給や降給等により報酬の額に大幅な変動があったときは、実際の報酬と標準報酬月額との間に隔たりがないよう、次の定時決定を待たずに標準報酬月額の変更を行います。これを随時改定といい、その届出を月額変更届といいます。



月額変更届は、次の3つすべてに該当したときに必要となります。

- ①昇給や降給等の**固定的賃金の変動**（※）または賃金（給与）体系の変更がある
  - ②変動月以後引き続き3カ月とも**支払基礎日数が17日以上**（特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上）である
  - ③現在の標準報酬月額と変動月以後引き続き3カ月間の報酬の平均額に**2等級以上の差**がある
- （※）固定的賃金とは、支給額や支給率等が決まっているものをいいます。基本給（月給、週給、日給）、家族手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、勤務地手当等。
- （注）標準報酬月額には上限・下限があるため、現在の標準報酬月額と変動月以後引き続き3カ月間の報酬の平均額の差が1等級であっても随時改定の対象となる場合があります。

- 70歳以上の被用者が随時改定に該当する場合も、月額変更届の提出が必要となります。
- 厚生年金保険料は、標準報酬月額の1等級（88,000円）から31等級（620,000円）までの31段階に分かれています。

**月額変更届の提出先** 全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している事業所は、事務センター（年金事務所）へ  
健康保険組合に加入している事業所は、事務センター（年金事務所）および健康保険組合へ

### 2018年10月から 非固定的賃金の年間平均の保険者算定が加わりました

毎月の支給額や支給率が一定でない報酬（例：残業手当、精勤手当、能率手当、実績手当など）を非固定的賃金といいます。繁忙期に業務が集中して非固定的賃金が増加する等、通常の随時改定では著しく不当となる場合は、2018（平成30）年10月から、年間平均による保険者算定の申し立てができるようになりました。

次の3つのすべてに該当し、業務の性質上、報酬の変動が例年見込まれる場合に、申し立て（※）により保険者算定となります。

（※）申し立て等詳細に関しては、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

- ①現在の標準報酬月額と通常の随時改定による報酬月額に2等級以上の差がある
- ②非固定的賃金を年間平均した場合の3カ月間の報酬の平均額と通常の随時改定による報酬月額に2等級以上の差がある
- ③現在の標準報酬月額と年間平均した場合の報酬月額に1等級以上の差がある

**Q1** 保険者算定の対象になるかどうかは、事業所のどの単位で判断するのですか？ **A1** 特定の時期に報酬の変動が起こる部署または役職を単位とします。

**Q2** 保険者算定を適用するためには、昇給月または降給月後の3カ月以内に年間平均の対象月はどのくらい必要ですか？ **A2** 少なくとも1カ月以上は必要です。入社して1年未満の従業員についても同様です。

### 標準報酬月額の改定期期と適用期間

随時改定に該当すると、固定的賃金の変動月から起算して4カ月目に標準報酬月額が改定されます。新しい標準報酬月額は、1月から6月に改定した場合はその年の8月まで、7月から12月に改定した場合は翌年の8月まで適用されます。再び固定的賃金に変動があったときは、再度、随時改定の対象となります。

## 平成31年4月分より任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が改定されます！

任意継続被保険者の保険料額は、資格を喪失（退職）したときの標準報酬月額に保険料率を乗じて算出します。標準報酬月額には上限があり、平成31年4月分よりその上限が改定されます。



### ◆ 任意継続被保険者の保険料額

任意継続被保険者の保険料額は、以下のうち、いずれか少ない額となります。

- ① 資格を喪失（退職）したときの標準報酬月額
- ② 協会けんぽの平均標準報酬月額…30万円（平成31年4月分から）

例：退職時の標準報酬月額が38万円の方の場合（平成31年4月分から）

- ①の「資格喪失（退職）したときの標準報酬月額」= 38万円
  - ②の協会けんぽの平均標準報酬月額 = 30万円
- ① > ②のため、任意継続の保険料は上限額（標準報酬月額30万円）に基づき算出します。



$$\text{保険料額} = \begin{matrix} \text{退職時の標準報酬月額} \\ \text{(上限30万円) ※} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{都道府県支部} \\ \text{(住所地)の保険料率} \end{matrix}$$

※平成31年3月までは上限28万円

### よくあるご質問

**Q** 任意継続健康保険の期間の途中で、国民健康保険に切り替えることはできますか？

**A** 「国民健康保険」または「ご家族の健康保険（被扶養者）」に加入するという理由では任意継続健康保険をやめることはできません。

※次のいずれかの事由に該当するときは、期間の途中で被保険者の資格を喪失します。

- ①被保険者が就職して別の健康保険に入ったとき
- ②保険料を期限までに納付しなかったとき
- ③被保険者が後期高齢者医療制度の資格を取得したとき
- ④被保険者が死亡したとき

**Q** 任意加入してから1年間、無職のため収入がありません。2年目の保険料は下がりますか？

**A** 退職後に収入の変動があったとしても、保険料は原則変更されません。

※ただし、介護保険該当（40歳到達）・不該当（65歳到達）、毎年見直す保険料率の改定・平均標準報酬月額の改定により変更となる場合があります。

